

## 議案第 26 号

### 小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の 一部を改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

#### 提案理由

佐賀県では、平成 30 年度より「学校事務職」が「教育行政職」とされ、職員の配属範囲が広がることとなっているが、県内では専決規定等運用に差がある状況である。小城市でも今回新たに個別専決規定を定め、県内学校間の事務の統一化を図る必要があることから、小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正したい。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「市町村立小・中学校事務職員の標準的職務について（平成 22 年 3 月 31 日教委教第 011081 号佐賀県教育委員会教育長通知）」を「市町立小学校、中学校、義務教育学校教育行政職の標準的職務について（平成 30 年 8 月 31 日教委教第 1156 号佐賀県教育委員会教育長通知）」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（個別専決事項）

第 8 条 室長及び副室長の個別専決事項は、別表のとおりとする。

本則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

専決権者	専決事項
室長	(1) 事務処理に関する調査の実施及び資料の収集に関すること。 (2) 共同実施業務に関する事務の調整に関すること。 (3) 共同実施業務に関する照会及び回答に関すること。 (4) 共同実施業務に係る設備の管理に関すること。 (5) 共同実施業務に係る事務職員の出張命令及び時間外勤務命令に関すること。
副室長	(1) 共同実施業務に係る文書の收受又は発送を行うこと。 (2) 共同実施業務に関する証明書等の再交付又は書換

え交付を行うこと。

(3) 共同実施業務のうち極めて軽易な事項に係る届出、通知、送付、照会、回答、依頼及び報告を行うこと。

(4) 共同実施業務に関する定期的、かつ、軽易な証明で、特定の事実等に係るものを行うこと。

(5) 共同実施業務のうち定期的、かつ、軽易なもので判断の余地が少ないものを処理すること。

#### 附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>書換え交付を行うこと。</p> <p>(3) <u>共同実施業務のうち極めて軽易な事項に係る届出、通知、送付、照会、回答、依頼及び報告を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>共同実施業務に関する定期的、かつ、軽易な証明で、特定の事実等に係るものを行うこと。</u></p> <p>(5) <u>共同実施業務のうち定期的、かつ、軽易なもので判断の余地が少ないものを処理すること。</u></p>
---	--